

町消防団新体制

本部



団長
高原 信之



副団長
小林 透

第1分団(祖母井地区)



分団長
鈴木 勝美



副分団長
手塚 一成

第2分団(南高根沢地区)



分団長
石川 保



副分団長
羽石 信弘

第3分団(水橋地区)



分団長
酒井 和夫



副分団長
梅澤 克佳



1-1部長(26人)
(祖母井・上延生)
塩田 憲司



1-2部長(15人)
(稲毛田)
見木 充寿



2-1部長(18人)
(下高根沢南・芳賀台)
栗平 敏幸



2-2部長(18人)
(下高根沢北・芳賀台)
渡部 友靖



3-1部長(15人)
(東水沼)
秋山 晃己



3-2部長(15人)
(西水沼・北長島)
菅又 久明



1-3部長(20人)
(下延生・与能)
篠崎 恭明



2-3部長(15人)
(芳志戸)
高橋 裕司



2-4部長(20人)
(ハツ木・上稲毛田・給部)
矢口 則行



3-3部長(15人)
(西高橋・打越新田)
大根田篤哉



3-4部長(15人)
(東高橋)
水沼 信彦

総務課地域安全対策係 ☎028(677)6029

火災情報をメール配信します



芳賀町携帯電話用ホームページメール配信サービスの機能を利用して、防災無線で放送している火災情報をメール配信します。

●メール配信の登録方法

携帯電話で、<http://www.town.haga.tochigi.jp/i/> を表示し、すでに登録している人は「メール配信変更・中止」から、新規登録する人は「メール配信申込み」から進み、配信内容の「消防本部からの緊急情報配信」を選択してください。

※機種により登録できない場合があります。

企画課情報係 ☎028(677)6032



地図で白色の地区では、合併処理浄化槽で排水処理することを推奨します。

合併処理浄化槽とは、宅地の地下に設置され、台所やお風呂の排水を、し尿と併せて処理する装置です。公共下水道や農業集落排水のない地域では、合併処理浄化槽で排水処理を行いましょう。

くみ取りトイレを水洗化したい

浄化槽が老朽化している

台所などからの排水をそのまま水路に流している

水環境に配慮した排水処理をしたい

合併処理浄化槽を設置しましょう

～設置費用など補助金制度のご案内～

清らかな水環境を守るため、町では合併処理浄化槽の設置を推進しています。専用住宅や併用住宅（制限あり）に設置される合併処理浄化槽などに対して各種補助制度がありますので、ぜひご活用ください。

都市計画課下水道係 ☎028(677)6021

補助金① 合併処理浄化槽設置費用補助

合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助します。

(住宅新築・改築・トイレ改修)

補助額
5人槽 332,000円まで
7人槽 414,000円まで
10人槽 548,000円まで

補助金④ 単独処理浄化槽撤去費用補助

単独処理浄化槽の撤去費用の一部を補助します。

補助額
工事費の1/2または100,000円のいずれか少ない額

補助金② 敷地内処理装置設置費用補助

浄化槽処理水の敷地内処理装置の設置費用の一部を補助します。

補助額
工事費の1/2または100,000円のいずれか少ない額

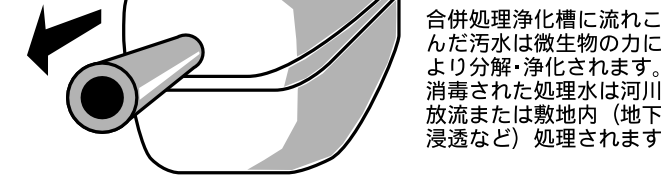
平成20年度の改正点

- ①、②の補助金は、付帯設備のみの工事でも補助対象となります。(既設の合併処理浄化槽の放流施設に限る)
- ③の補助金の補助対象距離が、50m以上から20m以上になります。

補助金③ 放流管設置費用補助

20mを超えて設置される浄化槽処理水の放流管の設置費用の一部を補助します。

補助額
20mを超える部分、1mあたり2,000円または、100,000円のいずれか少ない額



合併処理浄化槽に流れこんだ汚水は微生物の力により分解・浄化されます。消毒された処理水は河川放流または敷地内（地下浸透など）処理されます。



きれいな水にカエルくん

- ※ 補助金④は①の補助金を受ける場合のみ対象となります。
- ※ 各補助金には、区域や設置基準などの条件があります。詳細は係までお問合せください。
- ※ 浄化槽の設置は、資格を持った工事店に依頼してください。

合併処理浄化槽は年1回の水質検査を受けましょう。(浄化槽法11条 法定検査)